

# 横浜市工業団体、工業団体役員、優良工業事業所及び優良工業従事者表彰取扱要綱

制 定 昭和 57 年 6 月 1 日

最近改正 令和 4 年 10 月 31 日 経も第 947 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、市長の行う工業団体、工業団体役員、優良工業事業所及び優良工業従事者の表彰について、別に定めるもののほか、被表彰者、表彰基準その他表彰事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 工業団体

製造業、建設業及びこれらに関連する業を営む事業所を主たる構成員とする地域工業団体（1 または複数の行政区にわたって組織されているものに限る。）、中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に定める事業協同組合及び企業組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）に定める協業組合、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）に定める一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）に定める公益財団法人及び公益社団法人その他団体をいう。

(2) 工業団体役員

前号に定める工業団体の役員をいう。

(3) 優良工業事業所

製造業、建設業及びこれらに関連する業を営む事業所で、その功績が他の工業事業所の模範となるものをいう。

(4) 優良工業従事者

製造業、建設業及びこれらに関連する業を営む事業所に従事する者並びに第 1 号に定める工業団体に従事する者で、その業績が他の工業従事者の模範となる者をいう。

（被表彰者等）

第 3 条 表彰は、前条各号に定める工業団体、工業団体役員、優良工業事業所及び優良工業従事者に対して行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪歴のある者等市民感情などからみて表彰するにふさわしくないものについては、表彰しない。

(表彰基準)

第4条 被表彰者の表彰基準は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 工業団体

工業団体として15年以上の活動を行い、及び市政又は区政の伸展に努め、その功績が他の模範となり推奨するに足りると認められるもの

(2) 工業団体役員

工業団体の役員として引き続き10年以上その職責を果たし、その功績が顕著であり、推奨するに足りると認められる個人又は法人

(3) 優良工業事業所

工業団体に所属する事業所その他の事業所のうち、市内において3年以上継続して同一事業を行うもので、工業の振興に尽くし、別に定める基準により、その功績が他の模範となり推奨するに足りると認められるもの

(4) 優良工業従事者

次に定める項目のいずれかに該当する事業所等に、通算して20年以上勤務し、その功績が他の模範となり、推奨するに足りると認められる者

ア 工業団体に所属する、市内に本社のある企業

イ 工業団体に所属する市内の事業所

ウ 市内の工業団体

(再度表彰)

第5条 表彰を受けたものが更に同様の業績を収めたときは、重ねてこれを表彰することができる。ただし、前条第2号の工業団体役員表彰又は前条第4号の優良工業従事者表彰を受賞した者に重ねて当該各号の表彰をすることはできないものとする。

(表彰方法)

第6条 表彰は、表彰状の授与により行い、副賞を贈ることができる。

(表彰願及び推薦書)

第7条 表彰を受けようとする者は、表彰願(第1号様式)及び推薦書(第2号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工業団体の定款、規約等の写し(工業団体及び工業団体役員の場合に限る。)

(2) 履歴書(第3号様式)(工業団体役員(個人に限る)及び優良工業従事者の表彰の場合に限る。)

(3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、経済局長が定める。

附 則

1 この要綱は、昭和57年6月1日から実施する。

(商工業団体及び優良従業員の表彰取扱要綱の廃止)

2 商工業団体及び優良従業員の表彰取扱要綱（昭和49年6月25日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成6年1月31日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

## 優 良 工 業 事 業 所 表 彰 基 準

「横浜市工業団体、工業団体役員、優良工業事業所及び優良工業従事者表彰取扱要綱」第4条第3号（優良工業事業所）の表彰基準は次のとおりとする。

- 1 引き続き30年以上工業団体の会員又は構成員として団体の活動に協力し、その功績が他の模範となり、推奨するに足りると認められるとして所属する工業団体からの推薦が得られるもの。
- 2 その他顕著な功績をあげ、所属する団体又は地域、本市の産業の振興に貢献が著しいと認められるもの。

### 附則

- 1 この基準は、平成12年5月11日から実施する。

第1号様式の1

年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

住 所 :

\_\_\_\_\_

名 称 :

\_\_\_\_\_

代表者名 :

\_\_\_\_\_

横浜市 { 工 業 団 体  
工業団体役員  
優良工業事業所  
優良工業従事者 } 表彰願

横浜市工業団体、工業団体役員、優良工業事業所及び優良工業従事者表彰取扱要綱に基づき、

{ 工 業 団 体  
工業団体役員  
優良工業事業所  
優良工業従事者 } の表彰を受けたいので、関係書類を添えて願い出ます。

添付書類

被表彰者名簿

推薦書・履歴書







## 横浜市優良工業事業所推薦書

ふりがな			
企 業 名			
所 在 地			
代表者役職		ふりがな 氏 名	
<p>活動歴及び推薦理由</p> <p>-----</p>			
推 薦 者	役 職		氏 名

# 履 歴 書

年 月 日現在

ふりがな		
氏 名		
年 号 ・ 年 月	職 歴 (優良工業従事者)	・ 役 員 歴 (工業団体役員)
備 考		